

佐賀県知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則をここに公布する。

平成二十三年五月二十七日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第三十五号

佐賀県知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第五百五十二条第一項の規定により、知事の職務を代理する副知事の順序を次のように定める。

第一順位 副知事 坂井浩毅

第二順位 副知事 牟田香

附 則

この規則は、平成二十三年五月二十八日から施行する。